

## 北海道告示第10336-6号

北海道が平成28年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。  
また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

平成28年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

(経済部所管分 その1)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 地域食品加工技術センター運営事業 オホーツク圏及び十勝圏の食品加工技術力の高度化を促進し、本道食品工業の発展を図るため、道立地域食品加工技術センターにおいて行う事業に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人オホーツク地域振興機構 公益財団法人とかち財団	公益財団法人オホーツク地域振興機構及び公益財団法人とかち財団が道立地域食品加工技術センターにおいて行う次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 試験研究事業 (2) 技術指導事業 (3) 技術交流事業 (4) 情報提供事業 (5) 人材養成事業	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 平成28年4月8日 提出先 経済部 食関連産業室		
2 貿易物産振興事業 道産品の販路拡大に係る各施策を効果・効率的に展開するため、(一社)北海道貿易物産振興会が実施する公益事業に対し、予算の範囲内で補助する。	一般社団法人北海道貿易物産振興会	一般社団法人北海道貿易物産振興会が行う次に掲げる事業に要する経費のうち、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、職員人件費及び知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 商品流通拡大指導事業 ア 商品の分量、価格、包装などの改善事項についての指導に要する経費 イ 商品の取引促進に向けた指導に要する経費 ウ 商品開発や販路拡大にとって有益な情報を提供するセミナーの開催に要する経費 (2) 道産品取引マッチング促進事業	(1) 2分の1以内 (2) 4分の1以内 (3) 4分の1以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 平成28年4月20日 提出先 経済部 食関連産業室		

		<p>ア ウェブサイトによる道産品情報の発信に要する経費</p> <p>イ 道内及び道外での取引商談会の開催に要する経費</p> <p>(3) 主催物産展集客・信頼向上事業</p> <p>ア 道外百貨店での物産展開催に要する経費</p> <p>イ 消費者の信頼を高めるための物産展会場視察点検に要する経費</p>					
<p>3 観光プロモーション推進事業</p> <p>北海道の観光振興を図り、また、本道における観光事業の指導的団体として、より健全な発展と振興を図るため、公益社団法人北海道観光振興機構が実施する事業及び管理運営に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益社団法人北海道観光振興機構</p>	<p>公益社団法人北海道観光振興機構が行う事業（公益社団法人北海道観光振興機構が道内各観光団体等に対し助成をする場合における助成費を含む。）のうち、次の事業に要する経費及び管理運営に関する経費のうち、報償費、旅費、需用費（団体連携強化対策事業以外の会食経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金及び補助金、人件費（給与、諸手当、福利厚生費）、その他知事が特に必要と認める経費</p> <p>1 宣伝誘致事業</p> <p>(1) 宣伝事業</p> <p>(2) 観光PR催事事業</p> <p>2 受入体制整備事業</p> <p>(1) ホスピタリティ推進事業</p> <p>(2) 地域観光振興事業</p> <p>3 全国広域観光推進事業</p> <p>4 団体連携強化対策事業</p> <p>5 推進事業費</p> <p>(1) 人件費</p> <p>(2) 事務費（ただし、食糧費を除く。）</p>	<p>1</p> <p>(1) 2分の1以内</p> <p>(2) 2分の1以内</p> <p>2</p> <p>(1) 2分の1以内</p> <p>(2) 2分の1以内</p> <p>3</p> <p>10分の10以内</p> <p>4</p> <p>2分の1以内</p> <p>5</p> <p>(1) 2分の1以内</p> <p>(2) 定額</p>	<p>経済第2号様式</p> <p>経済第7号様式</p> <p>経済第10号様式</p> <p>経済第11号様式</p> <p>経済第23号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式</p> <p>経済第10号様式</p> <p>経済第20号様式</p> <p>経済第22号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 平成28年4月11日</p> <p>提出先 経済部観光局</p>	
<p>4 北海道中小企業団体中央会指導事業</p> <p>中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導を行うため、当該指導機関である北海道中小</p>	<p>北海道中小企業団体中央会</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの</p> <p>(1) 指導員及び職員の設置費</p> <p>(2) 一般振興事業</p> <p>ア 組織化対策事業</p> <p>イ 人材育成事業</p>	<p>(1) 10分の10以内</p> <p>(2) 2分の1以内</p> <p>(3) ア、イ、ウ、エ</p> <p>10分の10以内</p> <p>(3) オ、カ</p> <p>3分の2以内</p>	<p>経済第2号様式</p> <p>経済第7号様式</p> <p>経済第10号様式</p> <p>経済第11号様式</p> <p>経済第23号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式</p> <p>経済第20号様式</p> <p>経済第22号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 平成28年5月16日</p> <p>提出先 経済部地域経済局中小企業課</p>	

<p>企業団体中央会（以下「中央会」という。）に対して、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>(3) 中小企業連携組織対策事業          ア 中央会指導員等研究会開催事業          イ 事務費          ウ 地域産業実態調査事業          エ 組合等への情報提供事業          オ 中小企業連携組織等支援事業          カ 組合青年部活動促進事業</p> <p>※(3)エの組合等とは次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定されている中小企業団体          (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定されている法人          (3) その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であるもの          (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立された一般社団法人及び一般財団法人          (5) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づいて設立された公益社団法人及び公益財団法人          (6) 知事が別途定める団体</p>						
<p>5 設備導入資金貸付事業事務費事業          小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進するため、公益財団法人北海道中小企業総合支援センター</p>	<p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センター</p>	<p>設備資金貸付事業に係る貸付債権の回収・管理に要する経費で知事が必要かつ適当と認めるもの(事務費に限る。)</p>	<p>定額</p>	<p>経済第2号様式          経済第7号様式          経済第10号様式          経済第11号様式          経済第23号様式</p>	<p>経済第2号様式          経済第20号様式          経済第22号様式          別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部          提出期限          告示の日から2週間以内          提出先          経済部地域経済局中小企業課</p>		

<p>援センターが実施した設備資金貸付事業に係る貸付債権の回収・管理に対し、予算の範囲内で補助する。</p>								
<p>6 市場取引安定機能強化促進対策事業 道内卸売市場の機能強化に関する取組及び卸売市場の人材育成を行うことにより、卸売市場機能の維持・強化を図り、道民生活の安定に寄与する生鮮食料品等の円滑な流通を促進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一般社団法人北海道市場協会</p>	<p>一般社団法人北海道市場協会が行う市場取引安定機能強化促進対策事業に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 平成28年4月15日 提出先 経済部地域経済局中小企業課</p>		
<p>7 商店街振興対策事業 商店街の活性化を図り、魅力ある商店街づくりを促進するため、北海道商店街振興組合連合会が行う商店街専任職員の設置事業、商店街活性化のための指導事業等に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道商店街振興組合連合会</p>	<p>北海道商店街振興組合連合会が行う商店街振興対策事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 北海道商店街振興組合連合会の専任職員設置に要する経費のうち、次に掲げるもの ア 専任職員設置費 イ 指導事業費 （ア）指導事業費 （イ）活性化研修会開催費 （ウ）活性化推進調査・研究事業費 （エ）組織強化推進事業費 (2) 各市商店街振興組合連合会の指導事業費に要する経費 なお、次に掲げる経費は補助対象外とする。 ア 食糧費（会議用茶菓を除く。） イ 交際費 ウ 工事請負費（イベント時の仮設工事など簡易なものを除く。） エ 不動産の取得に要する経</p>	<p>(1) ア 定額 (1) イ 10分の10以内 (2) 10分の10以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 平成28年4月15日 提出先 経済部地域経済局中小企業課</p>		

		費						
8 地域商業活性化総合対策事業 地域商業の活性化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	事業に要する経費のうち総合振興局長又は振興局長が必要かつ適当と認めるもの	2分の1以内 (30万円を限度とする。)	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
9 北海道中小企業総合支援センター事業 中小企業の経営資源の確保及び新事業の創出を促進するため、中小企業支援の中核的支援機関である公益財団法人北海道中小企業総合支援センターに対して、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人北海道中小企業総合支援センター	次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 中小企業経営資源強化対策事業 ア 総合コーディネート事業費 (ア) 総合相談窓口開設 (イ) 専門家派遣事業 (ウ) コーディネート環境整備 報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、資料購入費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、負担金 イ 取引拡大支援事業費 (ア) ビジネスマッチング支援事業 (イ) 受発注拡大支援事業 報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、資料購入費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料 ウ 事業円滑化支援費 (ア) 債権管理回収事業 (イ) 円滑化事業 報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、資料購入費)、役務費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料、印紙代 (2) 運営事業 ア 人件費(時間外手当、企	(1) 10分の10以内 (2) 定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部地域経済局中小企業課		

		業年金及び生命共済に係る経費を除く。) イ 事業管理費（需用費、負担金、利子等のうち共通管理費と認められる経費に限る。）						
10 北海道商工会連合会指導事業 商工会の健全な運営を確保し、併せて小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の円滑な推進を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与するため、予算の範囲内で補助する。	北海道商工会連合会	商工会指導事業及び経営改善普及事業、一般振興事業に要する経費のうち、別記1に掲げるもの	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 平成28年5月17日 提出先 経済部地域経済局中小企業課		
11 商工会議所指導事業 商工会議所の健全な運営を確保し、併せて小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の円滑な推進を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与するため、予算の範囲内で補助する。	一般社団法人北海道商工会議所連合会	商工会議所指導事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 人件費 (2) 事業費（茶菓以外の食料費、交際費は除く。）	(1) 10分の10以内 (2) 2分の1以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 平成28年5月17日 提出先 経済部地域経済局中小企業課		
12 小規模事業指導推進事業 商工会又は商工会議所が経営指導員、補助員及び記帳専任職員を設置して行う小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の充実を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与するため、予算の範囲内で補助する。	商工会 商工会議所 一般社団法人北海道商工会議所連合会	次に掲げる事業に要する経費のうち、別記2に掲げるもの (1) 補助対象職員の設置費 (2) 指導事業費 (3) 資質向上対策事業費 (4) 経営指導推進費 (5) 大都市対策特別普及振興事業費 (6) 小規模事業施策普及費 (7) 商工会等指導環境推進費 (8) 若手後継者等育成事業費 (9) 商工会等振興調査事業費 (10) むらおこし事業等地域活性化事業費	定額	経済第2号様式 経済第23号様式 経済第25号様式 経済第26号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第25号様式 経済第26号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 平成28年5月17日 提出先 経済部地域経済局中小企業課		

		(11) 広域連携等対策事業費 (12) 経営安定特別相談事業費						
13 中小企業競争力強化促進事業費 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則(平成20年北海道規則第66号)第21条に規定する事業の遂行を図るため、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人北海道中小企業総合支援センター	公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが中小企業競争力強化促進事業を行う中小企業者等に対し、当該事業費を補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 平成28年4月22日 提出先 経済部産業振興 産業振興課		
14 中小企業競争力強化促進費 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第21条に規定する指定事業の円滑な実施により、道内中小企業の競争力強化を図り、もって北海道経済の活性化及び雇用機会の創出に資するため、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人北海道中小企業総合支援センター	公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第21条に規定する指定事業の実施のために必要な経費であって、次に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認めるもの  委員報酬、旅費、印刷製本費、消耗品費、手数料、通信運搬費、アンケート調査費、会場借上費、車両借上費、事務機器借上費、複写機使用料、その他知事が必要と認める経費	10分の10以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 平成28年4月22日 提出先 経済部産業振興 局産業振興課		
15 機械工業振興事業 北海道の機械工業及び関連産業の振興を図るため、一般社団法人北海道機械工業会が行う本道機械工業の販路拡大、技術力の向上及び人材の育成確保に係る事業に対し、予算の範囲内で補助する。	一般社団法人北海道機械工業会	一般社団法人北海道機械工業会が行う次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 参入促進支援事業 (2) 産業技術開発促進事業 (3) 人材育成確保事業 (4) 人件費 なお、次に掲げる経費は補助対象外とする。 (1) 交際費	2分の1以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 平成28年4月22日 提出先 経済部産業振興 局産業振興課		

		(2) 食糧費(茶菓は除く。) (3) 備品購入費						
16 北海道原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業 原子力発電施設等の周辺地域における企業の立地を支援するため、立地する企業に対し、一般財団法人電源地域振興センターが行う企業立地支援事業に要する経費について、予算の範囲内において補助する。	一般財団法人電源地域振興センター	一の半期(4月1日から6月ごとの期間をいう。)において、一般財団法人電源地域振興センターが行う企業立地支援事業に要する経費 (1) 事業費 立地企業に対する給付金の交付に要する費用 (2) 一般事務費 前項に掲げる給付金の交付を行うための費用で、次に掲げるもの ア 人件費 イ 印刷製本費 ウ 旅費 エ 通信運搬費 オ 消耗品費 カ 雑費 キ 賃借料	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 経済第39号様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 経済第40号様式	提出部数 1部 提出期限 上期 平成28年7月15日 下期 平成29年1月13日 提出先 経済部産業振興局産業振興課		
17 休廃止鉱山鉱害防止事業 休廃止鉱山の坑廃水処理義務者が行う鉱害防止事業に対し、予算の範囲内で補助する。	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金(休廃止鉱山鉱害防止工事費)交付要綱(昭和46年7月13日付け46保第789号)第22条に規定する鉱業権の消滅している鉱山及び鉱業権は存続しているが、採掘活動を終了した後、長期間が経過し、かつ、今後採掘活動が再開される見込みのない鉱山において坑廃水処理事業を	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金(休廃止鉱山鉱害防止工事費)交付要綱に基づき、北海道産業保安監督部長が算定した坑廃水処理補助対象経費	4分の1以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室		



<p>18 特定発電所周辺地域交付金事業 特定発電所の立地町村及びこれと密接な関係を有する町村が実施する立地地域対策促進事業、地域活性化事業及び基金造成事業に対し予算の範囲内で補助する。</p>	<p>行う者 特定発電所の所在市町村、隣接市町村及び隣々接市町村</p>	<p>特定発電所の所在市町村、隣接市町村及び隣々接市町村が行う立地地域対策促進事業、地域活性化事業及び基金造成事業に要する経費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第4号様式 (立地地域対策促進事業及び地域活性化事業の場合に限る。) 経済第6号様式 (立地地域対策促進事業の場合に限る。) 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第4号様式 (立地地域対策促進事業及び地域活性化事業の場合に限る。) 経済第6号様式 (立地地域対策促進事業の場合に限る。) 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室</p>		
<p>19 電源立地地域対策交付金事業 原子力発電施設等の設置の円滑化に資するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>電源立地地域対策交付金交付規則(平成23年文部科学省・経済産業省告示第1号)に規定する公共用施設の整備等を行う市町村及び一部事務組合</p>	<p>地域振興計画作成等措置、発電用施設温排水有効利用措置、発電用施設温排水有効利用実証調査等措置、発電用施設温排水影響事業支援措置、発電用施設温排水等有効利用施設整備等措置、公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置、企業導入・産業活性化措置、福祉対策措置、地域活性化措置、給付金加算等措置に要する経費のうち、次に掲げる経費 (1)事業費 工事費、用地費及び補償費、調査設計費、設備費、調査費、広報費及び研修費、維持運営費、事業運営費、附帯雑費、一般事務費 (2)補助金 補助金、一般事務費 (3)出資金 出資金、一般事務費 (4)貸付金 貸付金、一般事務費 (5)基金造成費((3)に掲げるものを除く。) 事業運営基金、施設整備基金、維持補修基金、維持運営基金、一般事務費</p>	<p>電源立地地域対策交付金交付規則で定める交付限度額の範囲内</p>	<p>経済第7号様式 経済第9号様式 経済第11号様式 経済第42号様式の1</p>	<p>経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 3部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室</p>		

		(6) 給付金事業助成費 給付金加算等助成費、一般事務費						
	電源立地地域 対策交付金交付 規則に規定する 原子力立地給付 金交付事業を行 う者	原子力立地給付金交付事業に 要する次の経費のうち、次に掲 げる経費 給付金事業助成費（給付金加 算等助成費、一般事務費）	電源立地地域対 策交付金交付規 則で定める交付 限度額の範囲内	経済第7号様式 経済第9号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 経済第42号様式 の2	経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 3部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興 局環境・エネル ギー室		
20 石油貯蔵施設立地 対策等交付金事業 石油貯蔵施設の周 辺の地域における住 民の福祉の向上を図 るため、予算の範囲 内で補助する。	石油貯蔵施設 立地対策等交付 金交付規則（昭 和53年通商産業 省告示第434号） に規定する公共 用施設の整備を 行う市町村、公 共性格の強い組 合又は法人	次の事業に要する経費のうち、知事が適当と認めるもの (1) 昭和53年4月1日以降に石油 貯蔵施設の新設又は増設に 伴って市町村、公共的性格 の強い組合又は法人が行う 公共用施設の整備に要する 経費 (2) 1市町村に現に存する石油 貯蔵施設の貯蔵量の合計量 が10万キロリットル以上の 場合に市町村、公共的性格 の強い組合又は法人等が行 う公共用施設の整備に要す る経費	石油貯蔵施設立 地対策等交付金 交付規則で定め る交付限度額の 範囲内	経済第7号様式 経済第9号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 （申請者が市町村 である場合を除 く。） 別に指示する様 式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様 式	提出部数 3部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興 局環境・エネル ギー室		
21 リサイクル産業創 出事業 本道における新た なりサイクル産業の 創出、産業廃棄物の 循環的利用の促進を 図るため、予算の範囲 内で補助する。	次のいずれかに 該当する者 (1) 道内に主た る事務所又は事 業所を有する者 （営利を目的と せず、不特定か つ多数の者の利 益の増進に寄与 することを目的 として、継続的 かつ自発的に行 われる活動を行 う法人その他団 体を含む。） (2) 全構成員の 半分を(1)に掲 げる者が占める グループで、か	次に該当する事業に要する 経費のうち、知事が必要かつ 適当と認めるもの（原材料・ 副材料費、機械装置費、技術 導入費、特許実施費、外注委 託費、人件費、展示会出展経 費及びその他知事が必要と認 める経費） (1) 市場投入に先立ち行う実証 実験（試作品作成を含 む。）又は市場調査 (2) リサイクル製品（試作品） の改良 (3) 展示会を活用したニーズ調 査又は戦略（事業計画）策 定のために行う調査（前号 の事業と同時に実施する場 合に限る。）	①道内に主たる 事務所を置く中 小企業等、又は 、全構成員の うち半分以上が これらであり、 いずれかが代表 となるグループ 4分の3以内  ②①以外 2分の1以内  （500万円を限 度とする。市場 調査のみの場合 は200万円を限 度とする。）	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様 式	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興 局環境・エネル ギー室		

	つ(1)に掲げる者が代表者となるもの							
22 戦略的省エネ促進事業 民間活力の活用や道民の自主的な活動を支援することにより、省エネ促進の加速化を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。	道内に主たる事務所又は事業所を有する事業者(営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。)	モデル性の高い省エネ技術等の導入可能性に関する調査事業に要する経費で次に掲げるもの 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他知事が特に必要と認めた経費	2分の1以内、(300万円を上限とする。) 小規模企業(常用雇用する従業員の数が20人以下(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下)は、3分の2以内(100万円を上限とする。))	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室		
23 先進的エネルギー関連技術開発支援事業 本道の豊かな自然や多様なエネルギー資源及び道内技術シーズを活かし、道内の大学等と連携して行う先進的なエネルギー関連技術の研究及び開発を支援することにより、道内の省エネ・新エネ化を促進し、環境産業の振興を図ることを目的として予算の範囲内において補助金を交付する。	次のいずれかに該当する者 (1)道内に主たる事務所又は事業所を有する法人(営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。) (2)全構成員の過半数を(1)に掲げる者が占め、かつ(1)に掲げる者が代表者となる共同体	本道の豊かな自然や資源、技術シーズを活用し、エネルギー関連技術の研究及び開発を行う事業に要する経費で次に掲げるもの (1)研究開発費 ア 原材料・副材料費 イ プラント・機械装置費 ウ 技術導入費 エ 特許実施費 オ 外注委託費 (2)人件費 (3)その他知事が必要と認める経費	3分の2以内、知事が別に指定する分野は4分の3以内(いずれも1,000万円を限度とする。)	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室		
24 先進的エネルギー関連製品開発支援事業 本道の豊かな自然	次のいずれかに該当する者 (1)道内に主たる事務所又は事	本道の豊かな自然や資源、技術シーズを活用したエネルギー関連技術の製品開発を行う事業に要する経費で次に掲	3分の2以内、知事が別に指定する分野は4分の3以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先		

<p>や多様なエネルギー資源及び道内技術シーズを活かした先進的なエネルギー関連技術の製品化を支援することにより、道内の省エネ・新エネ化を促進し、環境産業の振興を図ることを目的として予算の範囲内において補助金を交付する。</p>	<p>業所を有する法人（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。）  (2) 全構成員の過半数を(1)に掲げる者が占め、かつ(1)に掲げる者が代表者となる共同体</p>	<p>掲げるもの  (1) 製品開発費  ア 原材料・副材料費  イ 機械装置費  ウ 技術導入費  エ 特許実施費  オ 外注委託費  (2) 人件費  (3) その他知事が必要と認める経費</p>	<p>(いずれも 300万円を限度とする。)</p>	<p>経済第23号様式</p>	<p>別に指示する様式</p>	<p>経済部産業振興局環境・エネルギー室</p>		
<p>25 次世代エネルギープロジェクト事業化推進事業  積雪寒冷地特有の製品や技術開発を進める道内外企業によるプロジェクトの促進等を支援することにより、道内への実証プロジェクト誘致や道内企業の道外プロジェクトへの参画など、本道環境産業の振興に資することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。</p>	<p>次のいずれかに該当する者  (1) 道内に事務所又は事業所を有する法人（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。）  (2) (1)に掲げる者が代表者となる複数事業者による共同体</p>	<p>道内の事業者が開発した製品や技術を核として、複数事業者が連携し、それぞれの製品や技術を組み合わせた製品開発を行う事業に要する経費のうち、次に掲げるもの  (1) 原材料費・副材料費  (2) 機械装置費  (3) 技術導入費  (4) 特許実施費  (5) 外注委託費  (6) その他知事が必要と認める経費</p>	<p>2分の1以内（1,000万円を限度とする）</p>	<p>経済第2号様式  経済第7号様式  経済第10号様式  経済第11号様式  経済第23号様式</p>	<p>経済第2号様式  経済第10号様式  経済第20号様式  経済第22号様式  別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部  提出期限  別に指示する日  提出先  経済部産業振興局環境・エネルギー室</p>		
<p>26 広報・調査等交付金事業  原子力発電施設等の周辺住民に対する原子力発電に関する知識の普及や周辺住民の生活に及ぼす影響に関する調査等に</p>	<p>市町村</p>	<p>広報・調査等事業に要する経費のうち、総合振興局長又は振興局長が必要かつ適当と認めるもの</p>	<p>定額</p>	<p>経済第2号様式  経済第7号様式  経済第10号様式  経済第11号様式  別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式  経済第20号様式  経済第22号様式  別に指示する様式</p>	<p>提出部数 3部  提出期限  別に指示する日  提出先  宗谷総合振興局</p>	<p>総合振興局長  又は振興局長</p>	

対し、予算の範囲内で補助する。								
27 地域新エネルギー調査・設計導入強化事業 地域における新エネルギーの導入促進を図るため、市町村が策定している新エネルギー導入拡大のための計画等（以下、「新エネビジョン等」という。）に基づいた具体的な導入可能性調査を補助するほか、導入を前提とした設計に係る費用に対して、予算の範囲内で補助する。	次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市町村 (2) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体			経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 2部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
(1) 地域新エネルギー導入可能性調査事業		新エネビジョン等に位置づけられているプロジェクトや事業等の可能性を調査するための事業に要する経費で次に掲げるもの 報償費、旅費、原材料費、備品購入費、構築物又は機械装置の借用に要する経費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、借料又は損料、委託料、その他知事が特に必要と認めた経費	2分の1以内 (300万円を上限とする。)					
(2) 地域新エネルギー設備設計事業		将来的な新エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計及び当該設計に要する調査事業に要する経費で次に掲げるもの 報償費、旅費、原材料費、備品購入費、構築物又は機械装置の借用に要する経費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、借料又は損料、委託料、その他知事が特に必要と認めた経費	2分の1以内 (750万円を上限とする。)					
28 「一村一エネ」事	法人、任意団	原則として新たに取り組む	10分の10以内	経済第2号様式	経済第2号様式	提出部数 1部	総合振興局長	

<p>業 市町村と企業やNPO等地域の多様な主体が協働・連携して行う地域の特色を生かした省エネルギー・新エネルギーを推進する取組で、経済性及び地域経済活性化等について定量的・具体的な効果が見込まれる事業を支援することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>体及びその他知事が適当と認めた者と市町村で構成された共同体(複数の市町村のみで構成されたものを除く。)</p>	<p>「一村一エネ」事業に要する経費で次に掲げるもの 工事請負費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、備品購入費、通信運搬費、使用料及び賃借料、原材料費、賃金、その他総合振興局長又は振興局長が特に必要と認められた経費</p>	<p>(新エネ導入の取組は2,000万円、省エネの取組は1,000万円を上限とする。)</p>	<p>経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局長 又は振興局長</p>	<p>又は振興局長</p>	
<p>29 炭鉱保安確保設備整備事業 国の「産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業」の推進に協力するため、炭鉱の保安確保に必要な設備機器の設置等に対して予算の範囲内において補助を行い、炭鉱の保安の確保を促進し石炭鉱業の安定を図る。</p>	<p>道内において「産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業」による海外研修生の受入れを行う石炭会社</p>	<p>次に掲げる保安専用機器等の購入・設置に要する経費 (1)集中監視装置 (2)救命機器 (3)坑内冷房装置 (4)帯電防止加工品 (5)保安専用計測機器 (6)坑内移動式集じん装置 (7)仕繰拡大専用機器 (8)特殊防じんマスク (9)高照度安全電灯 (10)不燃化・難燃化専用機器 (11)炭壁注入装置 (12)非常用排水ポンプ (13)難燃性コンベアベルト (14)救護隊用機器 (15)坑道維持資材</p>	<p>10分の1以内</p>	<p>経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第4号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局長 又は振興局長</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>30 坑内採炭設備整備事業 国の「産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業」の推進に協力するため、新たな坑道開発に伴う坑内採炭設備に必要な設備機器の設置等に対して予算の範囲内において補助を行い、計画的な坑道開発による採炭体制の維持</p>	<p>道内において「産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業」による海外研修生の受入れを行う石炭会社</p>	<p>次に掲げる新たな坑道開発に伴う坑内採炭設備に必要な設備機器の更新に要する経費 (1)採炭に必要とされる機器 (2)切羽維持のため必要とされる機器</p>	<p>10分の1以内</p>	<p>経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第4号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局長 又は振興局長</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	

を促進し石炭鉱業の安定を図る。								
31 エネルギー地域循環促進事業 「エネルギー自給・地域循環システム」の構築に向け、地域のエネルギー資源を活用し地域振興に資する事業に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律 第108号）第2条第4項に定める再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備の導入事業に要する経費で次に掲げるもの 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、備品購入費、工事請負費、通信運搬費、使用料及び賃借料、原材料費、外注委託費、賃金、その他知事が特に必要と認めた経費	2分の1以内（1,500万円を上限とする。）	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室		
32 地熱資源複合的利用促進事業 地域に賦存する地熱資源の有効活用を図るため、地域が取り組む地熱井の調査・掘削に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体	小規模発電と温泉熱利用の複合的利用を目的とする地熱開発事業に係る地表調査等の調査や地熱井の掘削に要する経費で次に掲げるもの 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、備品購入費、工事請負費、通信運搬費、使用料及び賃借料、原材料費、外注委託費、賃金、その他知事が特に必要と認めた経費	3分の2以内（調査は1,200万円、掘削は5,000万円を上限とする。）	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室		
33 北海道宇宙科学技術創成センター活動支援事業費補助金 本道の航空宇宙関連研究開発の道民への普及・啓発活動、道内への宇宙関連実験・研究の誘致活動に要する経費を補助することにより、道内産業の活性化や道民の科学技術への理解増進など、道民生活の向上に資することを目的とする。	特定非営利活動法人北海道宇宙科学技術創成センター	講演会・セミナー事業、地域活動推進事業及び研究開発事業に要する経費。ただし委託費を除く。	10分の10以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 平成28年5月13日 提出先 経済部産業振興局科学技術振興室		

<p>34 北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金</p> <p>北海道大学連携型起業家育成施設に入居する者に対し、当該施設の利用に係る経費の一部を補助することにより、起業や新規事業展開を促進し、もって本道産業の振興を図ることを目的とする。</p>	<p>北海道大学連携型起業家育成施設の一部を賃借し入居している者であって、大学若しくは高等専門学校の研究成果を活用して研究開発等を行う者又は大学若しくは高等専門学校と連携して研究開発等を行う者のうち、起業又は新事業展開を図ろうとする中小企業者で、道内に事業所等を有する者又は施設退去後に道内に事業所等を設置する計画がある者。ただし次に掲げるものを除く。</p> <p>1 単一の大企業からの出資が、資本金の2分の1以上を占めている中小企業者</p> <p>2 複数の大企業からの出資が、資本金の3分の2以上を占めている中小企業者</p> <p>3 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めている中小企業者</p> <p>4 施設に入居後2年以内に</p>	<p>北海道大学連携型起業家育成施設の入居に係る賃料。ただし、消費税及び地方消費税並びに入居者が別途負担する光熱水費等は含まないものとする。</p>	<p>1 月につき、入居する居室の床面積の合計（1平方メートル未満の端数は切り捨てる。）に、居室の使用形態及び入居年数の区分に応じ、次に掲げる額を乗じて得た額以内</p> <p>1 2以外を使用の場合 入居年数1～5年まで 300円</p> <p>2 給排水可能な実験室を使用の場合 (1) 入居年数1～3年まで 600円 (2) 入居年数4～5年まで 300円</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局科学技術振興室</p>		
--	--	--	---	--	--	---	--	--



	<p>事業化に係る法人を設立する計画のない個人</p> <p>5 入居者の起業等を支援する目的で入居する者</p> <p>6 当初入居開始の日から起算して、5年を経過している者</p> <p>7 道税を滞納している者</p> <p>8 その他知事が交付対象と認めない者</p>						
<p>35 イノベーション創出研究支援事業費補助金</p> <p>北海道の大学・試験研究機関等の優れた研究シーズ、地域資源等の活用を図る研究開発等に要する経費を予算の範囲内で補助することにより、本道産学官連携の基盤形成を推進するとともに、北海道経済の自立・発展及び道民生活の向上に資することを目的とする。</p>	<p>公益財団法人北海道科学技術総合振興センター</p>	<p>1 補助事業者が、次に掲げる事業を行う大学等試験研究機関等に所属する研究者、中小企業者に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(1) スタートアップ研究補助金</p> <p>(2) 発展・橋渡し研究補助金</p> <p>2 補助事業者が1の(1)及び(2)の事業に係る課題募集・選考及びフォローアップを行うために要する経費のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 研究課題の募集に要する経費</p> <p>(2) 研究課題の選考に要する経費</p> <p>(3) アドバイザーの委嘱等に要する経費</p> <p>(4) 技術動向調査に要する経費</p> <p>(5) 事業推進委員会等の開催に要する経費</p> <p>(6) 事業成果の広報・成果発表会開催に要する経費</p> <p>(7) その他特に必要と認められる経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 採択課題決定の日から14日以内 提出先 経済部産業振興局科学技術振興室</p>	

<p>36 地域イノベーション戦略支援事業費補助金 「食」・「健康」・「医療」関連分野における北海道の大学等試験研究機関と民間企業等との産学官連携による研究開発に要する経費及び研究成果の事業化等を促進するためのマネジメント経費を予算の範囲内で補助することにより、地域イノベーション戦略を推進するとともに、北海道経済の自立・発展及び道民生活の向上に資することを目的とする。</p>	<p>公益財団法人北海道科学技術総合振興センター</p>	<p>1 地域イノベーション戦略推進のための研究開発に要する経費 道内の大学等試験研究機関・民間企業等に対し委託する経費 2 地域イノベーション戦略推進のためのマネジメントに要する次の経費 (1) 人件費 (2) 消耗品費 (3) 旅費 (4) 謝金 (5) 会議開催費 (6) 使用料・賃借料 (7) 役務費 (8) 調査等委託費 (9) 印刷製本費 (10) 通信運搬費 (11) その他特に必要と認められる経費</p>	<p>10分の10以内  2分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 平成28年4月28日 提出先 経済部産業振興局科学技術振興室</p>		
<p>37 北海道中小企業総合支援センター補助金 中小企業者が、国が実施する地域中小企業外国出願事業を活用し、外国への特許出願等を行う際に、公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが開催する委員会等への経費を補助し、道内中小企業者への国際的な事業展開を支援することを目的とする。</p>	<p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センター</p>	<p>1 委員謝金 2 委員旅費 3 会議費 4 調査費 5 印刷製本費 6 資料購入費 7 通信運搬費 8 消耗品費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 平成28年4月28日 提出先 経済部産業振興局科学技術振興室</p>		
<p>38 函館地域産業振興財団補助事業 公益財団法人函館地域産業振興財団の高度技術普及事業を促進することにより、新商品開発や新</p>	<p>公益財団法人函館地域産業振興財団</p>	<p>公益財団法人函館地域産業振興財団が行う補助事業に要する経費のうち、人件費（給料及び諸手当、福利厚生費（社会保険料等）に限る。）高度技術普及事業 (1) 技術相談事業</p>	<p>定額</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 平成28年4月11日 提出先 経済部産業振興局科学技術振興室</p>		

事業の創出、技術の高度化を図り、もって地域経済の活性化に寄与するため、予算の範囲内で補助する。		(2) 研修事業（参加者実費分を除く。） (3) 技術情報提供事業 (4) 広報等事業						
39 高年齢者労働能力活用事業 高年齢者等の雇用の機会及び多様な就業機会の確保・提供を図るため、シルバー人材センター会員間の調整、業務未実施地域での就業機会の確保・提供、普及・啓発等を全道的、組織的に行うシルバー人材センター連合事業に対し、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人北海道シルバー人材センター連合会	高年齢者労働能力活用事業（シルバー人材センター連合事業）の実施に要する経費のうち、北海道労働能力活用事業費補助金交付要綱の別表に掲げる経費	2分の1以内（8,042千円を限度とする）	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 平成28年4月15日 提出先 経済部労働政策局雇用労政課		
40 北海道労働協会事業 道内の労使及び一般道民に対し、労働問題に関する理解と良識を培い、合理的な労使関係の確立を促進する目的で実施する事業に対し、予算の範囲内で補助する。	一般財団法人北海道労働協会	一般財団法人北海道労働協会が北海道労働協会事業を行う場合に要する経費のうち、次に掲げる経費 (1) 講座の開催に要する経費 (2) 情報提供に要する経費 (3) 広報に要する経費	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 平成28年4月18日 提出先 経済部労働政策局雇用労政課		
41 職業病・労働災害対策事業 産業医の活動を強化し、職業病の健診、治療対策を促進するため、予算の範囲内で補助する。	一般社団法人北海道医師会	一般社団法人北海道医師会が行う産業医研修・講習会の開催に要する経費	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 平成28年4月18日 提出先 経済部労働政策局雇用労政課		
42 中小企業勤労者福祉対策事業 労働者の福祉の向	北海道労働者福祉協議会 理事長	北海道労働者福祉協議会が行う啓発推進事業及び相談支援事業のうち、次に掲げる事	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 平成28年4月15日		

<p>上を図るため、北海道労働者福祉協議会が行う啓発推進事業及び相談支援事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>工藤 和男</p>	<p>業に要する経費 (1) 労働福祉啓発推進に要する経費 (2) 労働福祉相談支援に要する経費</p>		<p>経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>		<p>提出先 経済部労働政策 局雇用労政課</p>		
<p>43 地域人材開発センター事業 地域における人材育成の振興を図るため、地域人材開発センターの運営に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>道立技術専門学院再編整備計画に基づき、産業の発展を支える、地域における人材育成の拠点施設として転換した地域人材開発センターを運営する一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人又は職業訓練法人</p>	<p>地域人材開発センターが行う講習・講座、貸館事業に要する次の経費（事業内職業訓練運営費補助金の交付対象となる認定職業訓練、機動職業訓練及びその他の委託事業に係るものを除く。） (1) 人件費 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 教材費 (6) 光熱水費 (7) 燃料費 (8) 印刷製本費 (9) 修繕費 (10) 役務費 (11) 委託料 (12) 使用料及び賃借料 (13) 備品購入費 (14) 負担金 (15) 公課費</p>	<p>2分の1以内 (知事が別に定める額を限度とする。)</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部労働政策 局人材育成課</p>		
<p>44 次世代人材職業体験推進事業 専修学校を活用した中学生対象の職業体験事業を通じ、若年者の職業観・勤労観の早期形成を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益社団法人北海道私立専修学校各種学校連合会</p>	<p>次世代人材職業体験推進事業に要する経費のうち、負担金及び知事が必要かつ適当と認めるもの</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 平成28年4月28日 提出先 経済部労働政策 局人材育成課</p>		
<p>45 技能向上育成対策事業 技能士の資質の向上を図るとともに、社会的地位の確立及び後継者を育成するため、予算の範囲内</p>	<p>一般社団法人北海道技能士会</p>	<p>一般社団法人北海道技能士会が実施する事業に要する経費のうち、次に掲げるもので知事が必要かつ適当と認めるもの 事業費 (1) 人件費</p>	<p>3分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 平成28年4月28日 提出先 経済部労働政策 局人材育成課</p>		

で補助する。		(2) 全道技能士大会実施費 (3) 技能士会組織強化促進費 ア 地方技能士会組織強化促進費 イ 地方技能士大会実施費 (4) 技能士資質向上促進費 ア 職種別研修会実施費 イ 全道青年技能士研修会実施費 ウ 技能交流派遣実施費 (5) 技能士重用制度促進費 (6) 広報活動費						
46 技能検定試験等実施事業 技能労働者の技能と社会的地位の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	北海道職業能力開発協会	1 技能検定試験等の実施に要する経費のうち、次に掲げるもの。 (1) 技能検定関係事業に要する経費 (2) 技能競技大会関係事業に要する経費 (3) 職業能力開発促進大会等関係事業に要する経費 2 上記1の事業の実施に要する管理経費 (1) 職員の人件費 (役員報酬は除く。) (2) 一般管理運営費 (交際費は除く。)	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 経済第35号様式 経済第36号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 経済第36号様式 経済第38号様式	提出部数 1部 提出期限 別に定める日 提出先 経済部労働政策局人材育成課		
47 介護福祉士養成施設運営費補助事業 福祉人材を養成・確保するため、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき指定を受けた介護福祉士養成施設の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。	平成28年4月1日現在において、介護福祉士養成施設を設置している者（ただし、私立専修学校等管理運営費補助金の交付の対象者並びに学校教育法の規定に基づく大学及び短期大学並びに通信課程によるものを除く。）	介護福祉士養成施設における施設運営に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 人件費 (退職金を除く。) (2) 教育研究・管理経費 (食糧費を除く。) (3) 設備関係経費 (4) 借入金等利息	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に定める日 提出先 経済部労働政策局人材育成課		

<p>48 事業内職業訓練設備整備事業 事業内職業訓練の充実向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条第1項の認定を受けた中小企業主の団体</p>	<p>集合して行う認定職業訓練に供するための設備の設置又は整備に要する経費</p>	<p>3分の2以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 経済第33号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 正副3部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>49 事業内職業訓練運営費補助事業 事業内職業訓練の振興及び技能労働者の育成確保を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>職業能力開発促進法第24条第1項の規定に基づく認定を受けた職業訓練を実施する職業能力開発促進法第13条に規定する事業主等</p>	<p>集合して行う認定職業訓練に要する経費のうち、次に掲げるもの  (1) 集合して行う学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員（訓練に関する企画、管理等の業務を担当する職員）の謝金、手当に要する経費  (2) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な建物の借上げ及び維持に要する経費並びに機械器具等の設備に要する経費  (3) 職業訓練指導員の研（校内研修）及び訓練生の合学習に要する経費  (4) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他教材に要する経費  (5) 集合して行う先端技術に関する技能の習得に必要な学科又は実技の訓練に要する経費  (6) その他管理運営に要する経費で別途定める経費</p>	<p>3分の2以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第23号様式 経済第28号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第30号様式</p>	<p>提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>50 自動車整備士及び建設関連人材育成補助金 自動車整備及び建設関連企業に就労</p>	<p>道内に自動車整備関連事業所または建設関連事業所を有する中小企業の事業主</p>	<p>派遣する専修学校の学費相当額  派遣先の高等技術専門学院または専修学校の授業出席時</p>	<p>2分の1以内  1単位あたり800円</p>	<p>経済部2号様式 経済部7号様式 経済部10号様式 経済部11号様式 経済部23号様式</p>	<p>経済部20号様式</p>	<p>提出部数1部 提出期限 別に定める日 提出先 経済部労働政策</p>		

<p>(非正規及び正規) している従業員を自動車整備士を養成する専修学校や、高等技術専門学院建築技術科に派遣し、教育訓練の受講に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>間数に応じた賃金相当額</p>		<p>別に指示する様式</p>		<p>局人材育成課</p>		
---	--------------------	--	-----------------	--	---------------	--	--